

令和 3 年度

# 定例監査報告

(期日：令和 4 年 3 月 28 日)

うるま市監査委員



う監第362001号  
令和4年3月28日

うるま市長 中村 正人 様

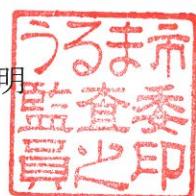
うるま市監査委員 沢紙 孝盛



うるま市監査委員 豊濱 光則



うるま市監査委員 伊波 良明



### 定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、この結果に基づき又はこの結果を参考として、関係機関において措置を講じたときは、同法同条第14項の規定により、その旨を通知することになっております。

# 定例監査の結果に関する報告

## 1 監査の対象とした部課等

- (1) 企画部 (企画政策課、プロジェクト推進1課、情報課)
- (2) 総務部 (職員課)
- (3) 市民部 (市民課、市民協働課、国民健康保険課、環境課)
- (4) 教育部 (教育総務課、学校施設課、生涯学習スポーツ振興課、文化財課、生涯学習文化振興センター)
- (5) 指導部 (学務課、学校給食センター)
- (6) 議会事務局 (議会総務課、議事課)

## 2 監査期間及び対象年度

- (1) 期間:令和3年11月13日～令和4年3月18日
- (2) 監査の対象年度:令和2年度。ただし、一部の事務事業に対しては令和元年度及び令和3年度も対象とした。

## 3 監査の着眼点

経済性、効率性、有効性、合規性、実在性、評価の妥当性、表示の妥当性

## 4 監査の方法

うるま市監査基準(令和3年監査委員告示第7号)に準拠し、監査対象課に対し、事務分掌、時間外勤務手当及び旅費の支給状況、各種契約の状況、負担金・補助金及び交付金の支出状況、公用車の管理、切手管理等について監査資料の提出を求め、同資料に基づき前項の着眼点について、証憑突合、分析、質問等の手法により監査を実施した。

なお、監査対象課は平成28年度以降の定例監査の結果を分析し抽出した。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、業務継続計画に基づき監査対象課の縮小、また監査委員との対面監査を中止し、書面で監査を実施した。

## 5 監査の結果

監査の結果は、次に指摘する事項のとおりである。なお、軽微な事項については口頭にて指導を行ったので省略する。監査結果に対し改善等の措置を講じたときは、地方自治法(以下「法」という)第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知するものとされている。また、令和2年4月1日施行の法第199条第11項に基づき、監査委員が特に措置を講ずる必要があると認める事項に

については、必要な措置を勧告することができるものとされていることから適切に対応されたい。

## (1) 共通事項

### ア 受益者負担のあり方について

公共施設の使用料は、人件費及び需用費等のランニングコストに施設面積や使用時間等を考慮して設定されている。しかしながら、受益者負担とされる冷房使用料や設備使用料を正当な根拠がないまま減免されている事例が確認された。

令和元年8月30日の行政改革推進本部で決定された「受益者負担の適正化に関する基本方針」において、施設等の使用料の減免についての考え方が、次のとおり示されている。

- ① 減免の適用を行う場合においても施設等の使用に伴う冷暖房料金等(光熱水費)の実費部分については、徴収すべきものとします。
- ② 行事の共催、後援等に関する減免についても受益者負担の公平性・公正性の確保に努め、規程や取扱要綱に基づき、真にやむを得ないものに限定します。
- ③ 例外規定として定められている「市長(教育長・教育委員会)が特に認めるもの」は、公平性を欠く恐れから市民に不信感を与えるだけでなく、一度認めた場合は特権的に再度減免を求められることが考えられるため、原則として設定しない。

各施設の使用料に関する減免条項が、当該条項の上位規定及び「受益者負担の適正化に関する基本方針」に則り正当に定められているかについて、今一度確認し必要に応じて適切に対処されたい。

### イ 契約事務について

令和2年4月に施行された改正後の民法により、かし担保の要件が追完請求権、代金減額請求権を認めたいわゆる『契約不適合責任』へ改められたにも関わらず、うるま市契約規則(以下「契約規則」という。)第11条第1項第10号は「かし担保責任」のままとなっている。市と民間が取り交わす契約については民法の定めによることとされており、同法が改正された場合は関連する市の契約事務に関する各規程(「契約規則」や「契約約款」等)も必要に応じて再確認し適切に対処されたい。

### ウ 隨意契約の契約相手方の決定方法について

随意契約において2社が同額で最低額を提示した事例があり、仕様書にも契約相手方の決定方法が明記されておらず、入札に準じて「くじ」引きを行い決定されていた。契約規則等で透明性を確保し公正・公平に契約相手を決定する方法を定める必要がある。

## エ 時間外勤務について

時間外勤務について、平日においては時間外勤務手当の申請及び支払いが適切に行われず、また休日勤務においても代休処理がされていないことから、いわゆる「サービス残業」となっている勤務実態が確認された。

また、出退勤システムから職員の時間外在庁時間について確認した結果、新型コロナウイルス感染防止対策に関する業務も一因と思料されるが、25人の時間外在庁時間が年間720時間を超えており、長時間労働が一部の職員に偏っていることもうかがわれた。令和3年11月1日施行の「うるま市職員の時間外勤務に関する規程」には、「時間外勤務の削減」や「職員の健康への配慮」、「時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証」に関する規定が定められており、これらの規定の趣旨を踏まえ適切に対応されたい。

## オ 文書について

文書の起案は、所定の決裁権者が当該起案内容を明確に理解できるように作成しなければならないが、記載内容が不十分なまま決裁されている事例が散見された。文書の「起案」・「決裁」が適時適切に行われるよう努めていただきたい。なお、市文書管理システムには起案の内容ごとに文例が整理されており、適切かつ効率的な文書作成に広く活用していただきたい。

文書の管理については「うるま市文書取扱規程」に規定されているとおり、主管課長の指示に従い文書主任及び文書副主任が整理することとなっているが、文書の保存年限の誤りがあり適切な管理がなされていない事例があった。同規程を遵守し適切に文書を取り扱っていただきたい。

「うるま市教育委員会文書取扱規程」には文書主任を補佐する「文書副主任」の規定がない。教育委員会の場合、特に社会教育施設等の文書保管が適正に行われていない事例が散見されたことから、文書副主任の規定を検討されたい。

## カ 契約期間を複数年度にすることについて

保守委託等について、長期継続契約及び債務負担行為を適用した契約を締結しているものの、契約期間が単年度となっており、毎年度契約締結をしている事例を多数確認した。契約期間を複数年度にすることで、毎年度の契約事務が不要となることから、長期継続契約の要件を満たすものについては、積極的に活用することを検討されたい。

## キ 公共施設の予約方法について

指定管理者が管理する社会体育施設の一部で電子申請を導入しているが、学校体育施設、生涯学習文化振興センター等の文化施設は、書類等(窓口、FAXまたはメール)での申請となっている。新型コロナ感染防止対策及び市民サービス向上のため、市の全公共施設で書類等による申請に加え電子申請も可能となるよう検討していただきたい。

## (2) 部課別事項

### 【企画部】

#### ○ 企画政策課

島しょ地域地域おこし協力隊受入事業において、空き家対策や移住定住者の促進に取り組んでいるが、活動内容を記録する様式の整理が十分ではなく、また地域協力活動の内容も公表されていなかった。地域おこし協力隊の取り組みが把握できるよう様式を整理し、当該事業の成果を公表していただきたい。

#### ○ プロジェクト推進1課

普通財産である旧浜中学校敷地の電柱用地地下埋設物を、行政財産である道路の占用料を徴収する「うるま市道路占用料徴収条例」を根拠に全額免除していた。普通財産として「うるま市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づく減免を行う必要があった。

#### ○ 情報課

共通事項のイ、エ、カを参照

令和2年度基幹系業務端末機器(シンクライアント端末等)賃貸借契約の指名競争入札において、入札後に数量追加の変更契約を締結していた。数量変更は入札条件の変更にあたり、別途契約を締結する必要があった。

### 【総務部】

#### ○ 職員課

うるま市職員資格取得助成金の活用状況を確認したところ、主に一部の職種でしか活用されていなかった。令和2年12月に改訂された「うるま市人材育成基本方針」では、職員の自発的な取り組みをサポートするため、各種支援制度を充実させると明記されていることから、その周知を図る必要がある。

### 【市民部】

#### ○ 市民課

共通事項のエ、オを参照

「うるま市自動車の臨時運行許可業務規程」第8条で規定された様式第3号「自動車臨時運

航許可番号標台帳」の有無を確認したところ、同台帳が作成されておらず任意の様式で管理を行っていた。当該規程に基づく様式により管理されたい。

うるま市中央図書館に設置された、マイナンバー対応証明発行マルチコピー機の1年間のリース費用は約160万円となっているが、証明書の交付件数は5ヵ月間で43件だった。設置の経緯について確認したところ、中央図書館に平良川出張所が置かれ窓口で証明書が交付されていたこと、コンビニ交付が普及しているものの近隣にコンビニがないことを理由としていた。しかしながら、23時まで対応しているコンビニ交付と比較して、中央図書館での証明書の交付は開館時間内に限られている。今後の設置継続については、費用対効果の観点から検討されたい。

法務局等から発出される戸籍関連文書について、市文書管理システムで収受し文書番号を取得後、戸籍関連台帳で別の文書番号を取得し管理を行っていた。文書の収発について国の検査対象となっているためとの説明であったが、二重に管理していることからどちらか一方での管理も検討されたい。

#### ○ 市民協働課

共通事項の工を参照

準公金の經理事務において口座振替手数料を担当職員が立替払いをしていた。うるま市準公金取扱規程の目的に則り適正に事務を行う必要がある。

#### ○ 国民健康保険課(国保特会)

共通事項の工、才を参照

#### ○ 国民健康保険課(後期特会)

特はない

#### ○ 環境課

共通事項の力を参照

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約を締結する場合、契約規則第44条第2項第1号により契約方法等を事前公表し、同条第2号において相手方の名称等を事後公表することとされているが、事前公表の段階で契約者名が公表され、契約締結後の事後公表がなされていない事例を確認した。契約担当者の遵守事項を踏まえ適正な契約事務に努められ

たい。

粗大ごみ処理券及び指定ごみ袋の販売委託について、公金を私人に扱わせているが、うるま市会計規則第34条に基づく手続きがされておらず、また実績報告書と実際の在庫確認がなされていなかった。早急に対処されたい。

ごみ収集運搬車の航送運賃を民間事業者と単価にて随意契約を締結しているが、年間の執行予定額では部長決裁となるところを、単価契約の金額で判断したため課長決裁としていた。単価契約においては、年間執行予定額で決裁権者を決定すべきである。

#### 【教育部】

##### ○ 教育総務課

共通事項の工を参照

うるま市立学校創立記念事業補助金について、補助対象経費の定めがなかった。また、交付申請書の添付書類である予算書の収入と支出が不一致のまま交付決定がなされた事例や、実績報告書の内訳に疑義があるにもかかわらず確定通知書が交付された事例を確認した。当該交付要綱に補助目的及び補助対象経費を明確に定める必要がある。

##### ○ 学校施設課

共通事項の工、才を参照

学校敷地内で部活動等に使用するためとして、市の所有物ではないコンテナ等が設置されているが、うるま市立学校管理規則第37条に基づく使用許可の有無及び実態について把握していなかった。市の所有物でないことから、将来、当該コンテナ等の撤去を求めた場合の撤去費用の負担者や、事故が起こった場合の責任の所在などが懸念されるため、学校現場との意思疎通を図り、適正に対処されたい。

学校施設の行政財産使用料の減免において、うるま市行政財産使用料条例施行規則第4条に規定のない減免決定がなされていた。減免の決定に当たっては、「受益者負担の原則」を踏まえ、当該減免の根拠規定に則り適切に対処されたい。

学校敷地内の光ケーブル架線使用において、うるま市行政財産使用料条例により使用許可がなされていたにもかかわらず使用料が徴収されていなかった。適正な徴収事務を執行していただきたい。

## ○ 生涯学習スポーツ振興課

### 共通事項のキを参照

「平成27年度定例監査の結果に対する改善措置について」において、所属課職員がうるま市体育協会の事務局を兼任する場合は、うるま市職員服務規程第13条に基づき兼業許可の手続きを進めると報告されていたが、当該改善措置が課内で共有されておらず、兼業手続きがなされていなかった。公務員として営利企業等への従事等に制限が設けられていることを再認識していただきたい。

うるま市学校夜間管理業務を単価にて随意契約を締結しているが、年間の執行予定額では部長決裁となるところを、単価契約の金額で判断したため課長決裁としていた。単価契約においては、年間執行予定額で決裁権者を決定すべきである。

スポーツ団体育成と社会教育団体育成のための要綱を目的別に制定しているが、実績報告書の提出期限が会計年度終了後の4月末日となっているものや、変更申請及び変更決定の定めがなく、適切な規定となっていない。当該要綱の見直しを求める。

うるま市生涯スポーツ団体等補助金において、実績報告書の経費内訳が領収書等での確認がなされないまま、確定通知書が交付されていた。実績報告書の精査の結果、補助金の減額もあり得ることから、補助金の使途については領収書等、支払済であることを証する書類で確認しなければならない。

体育施設は公用車も含めて、教育委員会からの補助執行により観光振興課の所管として指定管理者が管理を行っているが、指定管理者、生涯学習スポーツ振興課の双方が車両保険をかけていた。生涯学習スポーツ振興課は、保険解除の手続きを行う必要があった。

令和元年度にも指摘した事項であるが、今年度の監査でも、放課後子ども教室推進事業をうるま市PTA連合会へ委託しているにも関わらず準公金として市職員が経理事務を行っていた。PTA連合会と事業実施の在り方について協議中とのことであるが、早急に適切な対応を求める。

準公金としてうるま市スポーツ少年団の経理事務を行っているが、一部の領収書が確認できず、決算書と不一致になっており、適切な経理事務がなされていなかった。また、うるま市準公金取扱規程第12条に基づく所管部長への報告も確認できなかった。当該規程の遵守を求める。

## ○ 生涯学習文化振興センター

### 共通事項のエ、オ、カ、キを参照

「附属団体及び協力団体に関する内規」は、市民芸術劇場、石川会館及びきむたかホールの活性化を目的に定めたものとされているが、当該内規の内容は、教育委員会の自主事業に対する協力を条件に、教育委員会が承認した団体について、これらの施設の使用料を全額減免することができる規定となっている。このような使用料の減免は、減免に関する上位法規や市の「受益者負担の適正に関する基本方針」に反するものである。また、承認を得た団体についてはリハーサル室等の使用申請の受付期間についても「他の申請者よりも30日前から受け付けることができるものとする。」(第3条)と規定しているが、係る規定は法第244条(公の施設)所定の趣旨等に照らし著しく公平性を欠くものである。従って、当該内規の内容について、上位法規や「受益者負担の適正に関する基本方針」等に則り早急に対処されたい。

勝連地区公民館衛生管理業務の随意契約において、契約規則第44条第2項による契約締結前の事前公表と、締結後の事後公表が確認できなかった。契約規則を遵守されたい。

市民芸術劇場非常用発電機設備保守点検委託料において、特殊機材と資格者を保有しているとして1社に限定して随意契約を締結している。しかしながら、入札参加資格者登録名簿を確認したところ、複数の業者が対応可能であることが判明した。また、令和元年度、2年度、3年度の契約金額が年々増額となった理由を把握していなかった。随意契約は競争入札を原則とする契約の例外であり、その適用に当たっては、透明性、競争性及び公正性の確保の観点から適切に運用する必要がある。

うるま市ジュニアオーケストラ補助金について、補助金交付の根拠とされる社会教育団体補助金交付要綱は、補助金交付申請書の提出期限が定められていないなど、適切な規定となっていない。疑義が生じないよう当該要綱を整備する必要がある。また、講師の源泉所得税を補助対象経費として実績報告がなされ確定通知書が交付されていた。「うるま市補助金制度に関する指針」で補助対象経費について、交際費等公益事業に直結しない経費については対象外と明記されている。補助金の原資は税金であることを踏まえ、実績報告書を再度精査し、適切に対処されたい。

うるま市文化協会補助金交付要綱は、実績報告書の提出期限が会計年度終了後の4月末日となっている。また変更申請や変更決定の定めがなく規定内容が不十分である。当該要綱の見直しを求める。

## ○ 文化財課

共通事項のウ、エを参照

### 【指導部】

#### ○ 学務課

#### 共通事項の工を参照

各学校で管理している切手受払簿の年度末残高において、受払簿と実枚数との確認をしていなかった。切手が金券であると再認識し適切に管理を行う必要がある。また、うるま市立学校処務規程へ切手受払簿を帳簿として規定することで適切な管理が図れると思料する。

教職員の集団検診委託料において、学校保健安全法施行規則第13条で規定された健康診断の必須項目とされる胃部エックス線及び胸部エックス線検査が、希望者のみとなっていた。教職員の心身の健康保持増進のため、法令で規定されたとおり必須項目とすべきである。

うるま市立小中学校消毒及び検温等支援事業補助金交付要綱第5条第1項で規定された需用費(消耗品)の限度額は130万円であるが、160万円余での実績報告がなされ、同条第2項で規定されている千円未満の端数処理がなされないまま、全額を補助対象経費とした確定通知書が交付されていた。また、確定金額を超えた補助金の返還手続き及び返還命令の通知がなされないまま戻入処理が行われていた。当該要綱に基づき適切に対処されたい。

#### ○ 学校給食センター

#### 共通事項のウ、エを参照

ゴミ回収委託業務において、予定価格設定のための見積書が徵取されておらず、また設計書もないまま根拠のない減額で設定されていた。予定価格はその契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成する見積価格であることから適切に作成されたい。

#### 【行政委員会】

#### ○ 議会総務課

特にない